

業 務 委 託 基 本 契 約 書 (素案)

1. 委託業務の名称 秋田市下水道管路維持管理包括業務委託
2. 委託業務の場所 秋田市全域
3. 業 務 委 託 料
(内訳)
 - (1) 統括管理業務 ￥ ●-
 - (2) 維持管理等業務 ￥ ●-
 - (3) 計画業務 ￥ ●-
 - (4) 設計業務 ￥ ●-うち取引に係る消費税および地方消費税の額 ￥ ●-
4. 履 行 期 間 令和9年4月1日から
令和19年3月31日まで
5. 契 約 保 証 金 ￥ ●-

上記の委託業務について、委託者秋田市上下水道局（以下「甲」という。）と、受託者●●●共同企業体（以下「乙」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。また、乙は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

上記の委託契約について、本書2通を作成し、甲および乙が記名押印のうえ各自1通を保有する。

契約確定の日 令和 ●年 ●月 ●日

甲 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局
上下水道事業管理者 佐々木 保

乙 ●●●共同企業体名称
代表者

所在地
名稱
代表者

構成員
所在地
名稱
代表者

構成員
所在地
名稱
代表者

目 次

定義集.	1
第1章 総則.	3
第1条（総則）.	3
第2条（指示および協議の書面主義）.	3
第3条（契約の構成および適用関係）.	4
第4条（契約上の地位の譲渡等）.	4
第5条（著作権の利用等）.	4
第6条（著作権等の譲渡禁止）.	5
第7条（著作権の侵害防止）.	5
第8条（契約の保証）.	5
第9条（表明および保証）.	6
第2章 業務の実施.	7
第10条（本業務の実施）.	7
第11条（業務の範囲）.	7
第12条（業務準備期間）.	7
第13条（業務計画書）.	7
第14条（年度協定）.	8
第15条（P P P 代理人）.	8
第16条（統括責任者）.	8
第17条（統括責任者等）.	8
第18条（許認可の取得等）.	9
第19条（乙等に対する措置請求）.	9
第20条（甲による申請等）.	9
第21条（再委託）.	9
第22条（業務の報告等）.	10
第23条（実施要領等と業務内容が一致しない場合の修補義務）.	10
第24条（条件変更等）.	10
第25条（業務内容の変更）.	11
第26条（業務の中止）.	11
第27条（業務に係る乙の提案）.	11
第28条（性能発注への移行）.	12
第29条（プロフィットシェア）.	12
第30条（業務委託料の変更方法等）.	12

第31条（著しく賃金又は物価が変動した場合の契約変更）	13
第32条（甲による監視、立入検査）	13
第3章 監督、検査および業務委託料の支払方法	14
第33条（監督員）	14
第34条（検査および引渡し等）	14
第35条（業務委託料）	14
第36条（業務委託料の支払）	14
第4章 その他の乙の義務	16
第37条（契約不適合責任）	16
第38条（契約不適合責任期間等）	16
第39条（地域住民対応）	17
第5章 損害賠償等	18
第40条（一般的損害）	18
第41条（第三者に及ぼした損害）	18
第42条（法令等の変更）	18
第43条（不可抗力）	19
第44条（甲の損害賠償請求等）	19
第45条（乙の損害賠償請求等）	20
第6章 契約終了	21
第46条（業務移行期間）	21
第47条（甲の任意解除権）	21
第48条（甲の催告による解除権）	21
第49条（甲の催告によらない解除権）	21
第50条（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）	22
第51条（乙の催告による解除権）	23
第52条（乙の催告によらない解除権）	23
第53条（乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）	23
第54条（協議解除）	23
第55条（解除に伴う措置）	23
第7章 その他	24
第56条（秘密保持）	24
第57条（個人情報の取扱いの遵守）	24
第58条（暴力団排除に関する特約条項）	24
第59条（管轄裁判所）	25
第60条（契約締結費用の負担）	25

第 61 条（補則）	25
別紙 1 年度協定（案）（統括管理業務）	26
秋田市下水道管路維持管理包括業務委託年度協定（統括管理業務）	26
用語の定義	26
第 1 条（総則）	26
第 2 条（特許権等の使用）	26
第 3 条（一括再委託の禁止）	27
第 4 条（履行報告）	27
第 5 条（検査および引渡し）	27
第 6 条（協定内容の変更等）	27
第 7 条（天災その他不可抗力による協定内容の変更）	27
第 8 条（業務委託料の支払）	27
第 9 条（基本契約の終了又は解除による本協定の解除）	28
第 10 条（年度協定の効力）	28
第 11 条（その他）	28
別添	29
別紙 2 年度協定（案）（維持管理等業務）	30
秋田市下水道管路維持管理包括業務委託年度協定（維持管理等業務）	30
用語の定義	30
第 1 条（総則）	30
第 2 条（関連工事の調整）	30
第 3 条（再委託先の通知）	30
第 4 条（乙の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等）	31
第 5 条（特許権等の使用）	31
第 6 条（監督員）	31
第 7 条（主任技術者等の通知）	32
第 8 条（委託業務における業務責任者等の通知）	32
第 9 条（材料の品質および検査等）	32
第 10 条（監督員の立会いおよび工事記録の整備等）	33
第 11 条（支給材料、貸与品および発生品）	33
第 12 条（工事用地の確保等）	34
第 13 条（協定内容の変更等）	35
第 14 条（工事の中止）	35
第 15 条（賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更）	35
第 16 条（臨機の措置）	36

第 17 条（一般的損害）	36
第 18 条（第三者に及ぼした損害）	37
第 19 条（天災その他の不可抗力による損害）	37
第 20 条（検査および引渡し）	38
第 21 条（業務委託料の支払）	38
第 22 条（部分使用）	39
第 23 条（基本契約の終了又は解除による本協定の解除）	39
第 24 条（年度協定の効力）	39
第 25 条（その他）	39
別添.	41
別紙 3 年度協定(案)（設計業務・計画業務）	45
秋田市下水道管路維持管理包括業務委託年度協定（設計業務・計画業務）	45
用語の定義.	45
第 1 条（総則）	45
第 2 条（一括再委託等の禁止）	45
第 3 条（特許権等の使用）	46
第 4 条（意匠権の実施の承諾等）	46
第 5 条（監督員）	46
第 6 条（管理技術者）	47
第 7 条（照査技術者）	47
第 8 条（土地への立入り）	47
第 9 条（履行報告）	47
第 10 条（実施要領等と業務内容が一致しない場合の修補義務）	47
第 11 条（業務の中止）	47
第 12 条（業務に係る乙の提案）	48
第 13 条（適正な履行期間の設定）	48
第 14 条（履行期間の変更方法）	48
第 15 条（業務委託料の変更方法等）	48
第 16 条（臨機の措置）	49
第 17 条（検査および引渡し）	49
第 18 条（業務委託料の支払）	49
第 19 条（引渡し前における成果物の使用）	50
第 20 条（前金払）	50
第 21 条（業務委託料の増減による前払金の追加払又は返還）	50
第 22 条（保証契約の変更）	51

第 23 条（前払金の使途制限および返還）	51
第 24 条（部分払）	51
第 25 条（部分引渡し）	52
第 26 条（前払金等の不払に対する業務中止）	52
第 27 条（基本契約の終了又は解除による本協定の解除）	53
第 28 条（年度協定の効力）	53
第 29 条（その他）	53
別添.	55
別紙 4 個人情報取扱特記事項	56
第 1（基本的事項）	56
第 2（秘密の保持）	56
第 3（責任体制の整備）	56
第 4（派遣労働者等）	56
第 5（従事者への教育等）	56
第 6（適正な管理）	56
第 7（収集の制限）	56
第 8（利用および提供の制限）	56
第 9（複写、複製の禁止）	56
第 10（再委託の制限）	56
第 11（再委託する場合の書面の提出）	57
第 12（再委託する場合の監督等）	57
第 13（資料等の返還）	57
第 14（事故発生時における報告）	57
第 15（個人情報の取扱状況の報告）	57
第 16（実地調査）	57
第 17（指示）	57
第 18（契約解除）	57
第 19（損害賠償）	57

定義集

本契約において用いられる用語の定義は、次に定めるところによる。

- 1 「本業務」とは、秋田市下水道管路維持管理包括業務委託をいう。
- 2 「下水道施設」とは、秋田市上下水道局（以下「局」という。）が所管する下水道施設をいう。
- 3 「実施要領等」とは、本業務について、甲が令和8年8月21日に公表した「秋田市下水道管路維持管理包括業務委託 実施要領、要求水準書、様式集その他の甲が公表した書類およびこれらの書類に関する質問回答書」の総称をいう。
- 4 「企画提案書等」とは、本業務の実施要領等に基づく優先交渉権者の選定手続において、事業者が提出した提案書等をいう。
- 5 「年度協定」とは、統括管理業務（一元管理業務およびデータ管理業務）、維持管理等業務（維持管理業務、修繕業務、問題解決業務および住民対応業務）、計画業務ならびに設計業務の区分毎に、年度毎の業務履行に当たって締結する協定のことをいう。
- 6 「年度協定（案）」とは、年度協定の雛形であり、年度毎の各業務の業務予定箇所、実施時期、実施数量およびこれらに対応する業務委託料等を除く事項について示すものをいう。
- 7 「本契約等」とは、本契約、年度協定および実施要領等ならびに企画提案書等の総称をいう。
- 8 「履行開始日」とは、令和9年4月1日をいう。
- 9 「履行期間満了日」とは、令和19年3月31日（本契約に基づき変更された場合には当該日とする。）をいう。
- 10 「履行期間」とは、履行開始日から履行期間満了日までの期間をいう。
- 11 「業務準備期間」とは、契約締結日の翌日から履行開始日の前日までの期間をいう。
- 12 「業務移行期間」とは、履行期間の最終3ヶ月間をいう。
- 13 「業務計画書」とは、第13条に定める業務計画書をいう。
- 14 「成果物」とは、本契約等の目的物の総称をいう。
- 15 「業務事務所」とは、本業務を実施する事務所として、乙が指定する場所をいう。
- 16 「業務場所」とは、実施要領等に定められた本業務を行う対象となる場所をいう。
- 17 「業務対象施設」とは、業務場所における下水道施設（管きょ、マンホール、マンホール蓋、汚水桝、雨水浸透桝、取付管、排水樋門樋管等）および本契約締結後、本業務の対象として追加された施設をいう。

- 18 「不可抗力」とは、暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動その他通常の予想を超えた自然的もしくは人為的な事象であつて、甲および乙の責に帰することができないもので、甲および乙によって予見し得ず、もしくは予見できてもその損失、損害又は障害の発生の防止手段を合理的に期待できない事由をいう。
- 19 「法令等」とは、法律、政令、省令、条例および規則ならびにこれらに基づく命令、行政指導およびガイドライン、裁判所の判決、決定、命令および仲裁判断、ならびにその他の公的機関の定めるすべての規程、判断、措置等をいう。

第1章 総則

(総則)

- 第1条 甲および乙は、本契約等に基づき、日本国の法令等を遵守し、本業務を履行しなければならない。
- 2 乙は、履行期間中、実施要領等の内容に従い、本業務を行うとともに、成果物を甲に引き渡すものとし、甲は、乙に対し、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 甲は、その意図する本業務の実施および成果物を完成させるため、本業務に関する協議を乙又は乙の統括責任者等（業務責任者、主任技術者、担当技術者、照査技術者、酸素欠乏危険作業主任者その他必要な技術者をいう。以下同じ。）に対して求めることができる。
- 4 乙は、本契約等に特別の定めがある場合又は前項の協議がある場合を除き、本業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 本契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 本契約の履行に関して甲と乙との間で用いる計量単位は、実施要領等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 本契約等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）および商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 本契約の履行に関して用いる時刻は、日本標準時とする。
- 10 本契約は日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 甲は、本契約に基づくすべての行為を乙である共同企業体の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行った本契約に基づくすべての行為は当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また乙は、甲に対して行う本契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 12 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 13 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示および協議の書面主義)

- 第2条 本契約等に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答および解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲および乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲お

よび乙は、既に行った指示等を書面に記載し、30日以内にこれを相手方に交付するものとする。

- 3 甲および乙は、本契約等の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(契約の構成および適用関係)

第3条 本契約は、年度協定、実施要領等および企画提案書等と一体の契約であり、これらはいずれも本契約の一部を構成する。

- 2 前項の各書類において疑義が生じた場合は、甲および乙の間において協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定するものとする。
- 3 本契約の適用関係については、本契約、年度協定、実施要領等および企画提案書等の順に優先することとする。ただし、企画提案書等が、本契約、年度協定および実施要領等の水準を超えた提案を含む場合には、当該提案部分については、企画提案書等が優先する。

(契約上の地位の譲渡等)

第4条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約に基づく権利もしくは義務又は契約上の地位を譲渡し、また、本契約に基づく権利について質権その他の担保権を設定することはできない。

(著作権の利用等)

第5条 甲が本契約に基づき乙に対して提供した情報、書類、図面等（甲が著作権を有しないものを除く。）に関する著作権は、甲に帰属する。

- 2 乙は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる乙の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を、当該著作物の引渡し時に、甲に無償で譲渡する。
- 3 乙は、甲が成果物を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない、自ら又は著作者（甲を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。
 - (1) 著作者名を表示することなく、成果物の全部もしくは一部を自ら公表し、もしくは広報に使用し、又は甲が認めた公的機関をして公表させ、もしくは広報に使用させること。
 - (2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
 - (3) 業務対象施設の維持管理、修繕等のために必要な範囲で、甲又は甲が委託する第三者をして、成果物について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正

をすること。

4 乙は、自ら又は著作者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、予め、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(1) 成果物の内容を公表すること。

(2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

5 甲は、成果物について、成果物が著作物に該当するか否かにかかわらず、甲の裁量により利用する権利および権限を有するものとし、その利用の権利および権限は、本契約の終了後も存続する。

(著作権等の譲渡禁止)

第6条 乙は、自ら又は著作者をして、成果物にかかる著作権の権利を第三者に譲渡し、もしくは承継し、又は譲渡させ、もしくは承継させてはならない。ただし、予め甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(著作権の侵害防止)

第7条 乙は、成果物が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを甲に対して保証する。

2 成果物が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙は、その賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。

(契約の保証)

第8条 乙は、契約締結と同時に、甲に履行保証金を納付するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、履行保証金の納付を免除するものとする。

(1) 契約による債務の不履行により生ずる甲の損害を付保するため、甲を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。この場合、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託すること。

(2) 契約による債務の不履行により生ずる甲への損害金の支払を保証する銀行の保証を取り付けたとき。この場合、保証契約の締結後、直ちにその保証証券を甲に寄託すること。

2 前項の履行保証金の額は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。

3 委託料の変更があった場合には、履行保証金の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、甲は保証の額の増額を請求することができ、乙は保証の額の減額を請求することができる。

4 秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第128条の規定に該当するときは、履行保証金を免除することができるものとする。

(表明および保証)

第9条 乙は、甲に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

- (1) 乙による本業務の遂行が、乙に適用される一切の法令等に違反しないこと。
- (2) 第48条又は第49条に規定する事由が生じていないこと。
- (3) 公租公課を滞納していないこと。
- (4) 本業務の遂行に重大な悪影響を及ぼすおそれのある裁判手続又は行政手続が、裁判所又は公的機関（国、地方公共団体および自主規制団体を含む。）において提起又は開始されておらず、また、乙の知る限りにおいて、そのおそれが生じていないこと。
- (5) 本契約に関し、乙が甲に対して提供した情報が、その重要な点においてすべて正確であること。

2 甲は、乙に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

- (1) 甲が乙に交付した書面が、重要な点においてすべて正確であること。
- (2) 議会の議決その他本契約の締結に必要な手続をすべて完了していること。

3 前2項に規定された事項に変更が生じた場合、相手方に対して直ちに通知するものとする。

第2章 業務の実施

(本業務の実施)

第10条 乙は、本契約等の定めるところに従い、業務対象施設について善良なる管理者の注意義務をもって、本業務を実施しなければならない。

2 乙は、本契約等で定められた範囲内において、その裁量により、人員配置、維持管理方法、使用資機材、消耗品等を決定し、本業務を行う。

(業務の範囲)

第11条 本業務の範囲は、以下の各号に記載された業務とし、詳細は実施要領等および企画提案書等において定める。

(1) 統括管理業務

ア 一元管理業務

イ データ管理業務

(2) 維持管理等業務

ア 維持管理業務

イ 修繕業務

ウ 問題解決業務

エ 住民対応業務

(3) 計画業務

(4) 設計業務

(業務準備期間)

第12条 乙は、業務準備期間に、甲又は甲の指定する者から本業務に関する引継ぎを受け、実施する業務の内容について把握しておかなければならない。

2 乙は、履行開始日から確実に本業務が実施できるよう自己の責任において必要な準備を行わなければならない。この場合において、乙は、履行開始日の前日までに、甲に準備を終えたことを報告するとともに、甲による確認、承諾を受けなければならない。

3 甲は前項の準備について、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。

(業務計画書)

第13条 乙は、本業務の実施に当たり、実施要領等に定める業務計画書を作成し、業務計画書に基づき本業務を履行する。

(年度協定)

第14条 甲および乙は、別紙1ないし3の各業務の年度協定(案)の内容に合意する。

- 2 甲および乙は、年度協定(案)を踏まえ、これに各年度の各業務の業務予定箇所、実施時期、実施数量およびこれに対応する業務委託料等を加えたものを年度協定として、当該年度の業務開始前に締結するものとする。
- 3 統括管理業務および維持管理等業務の年度協定については、各年度開始前の甲の指定する時期までに、業務予定箇所、実施時期、実施数量およびこれに対応する業務委託料等に関する協議を整え、年度開始と同時に当該業務を遅滞なく開始できるよう協定を締結することとする。
- 4 年度協定は、本契約に基づく各年度の業務内容、実施数量および業務委託料を定めるものであり、本契約の基本的条件を変更するものではない。

(PPP代理人)

第15条 PPP代理人は、本契約に関して甲と契約について協議を行うほか、業務委託料の変更、業務委託料の請求および受領について、本契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

- 2 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれをPPP代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

(統括責任者)

第16条 統括責任者は、甲との連絡窓口となり、本業務を統括的に管理、運営するほか、本業務に関し、乙の業務に限り一切の権限を行使することができる。

- 2 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを統括責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

(統括責任者等)

第17条 乙は、本業務の統括責任者等を指定し、甲に通知しなければならない。統括責任者等の変更を行う場合は、事前に変更を行う者に係る実施要領等で定める資格要件を満たす者を配置することの甲の承諾を得た上でこれを行い、甲に通知しなければならない。

(許認可の取得等)

第18条 乙は、法令上に定める資格を有する者が実施すべき業務については、それぞれ必要な資格を有する者に担当させなければならない。

- 2 前項のほか、乙は、本業務の実施に必要なその他の許認可等を、その責任と費用により取得して維持しなければならない。

(乙等に対する措置請求)

第19条 甲は、統括責任者等又は第21条第2項の規定により乙から業務を請け負い、もしくは委託された者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。

- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

- 3 前項の決定内容が甲の求める基準に達しない場合、甲は再度、乙に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。この場合においては、前項中「前項の規定による請求」を「第3項の規定による請求」と読み替えて、同項を適用する。

- 4 第32条第1項に規定する検査の結果、本契約等に従った本業務が実施されていないと甲が判断した場合、甲は、違反内容を明示した上で、乙に対して改善業務計画書の提出を命じることができる。乙は、改善業務計画書の提出を命じられてから10日以内に改善業務計画書を甲に提出し、自らの費用負担および責任において、甲の確認を受けた改善業務計画書に従い、本業務を行わなければならない。

- 5 甲は、前項の期間内に乙が改善業務計画書を提出しない場合（改善業務計画書により、指摘された違反内容を是正することができないと認められる場合を含む。）、又は改善業務計画書どおりに本業務が行われていない場合は、求める措置の内容とその理由を明示した上で、乙に対して必要な措置を乙の負担により行うことを請求することができる。

(甲による申請等)

第20条 本業務の実施にあたり、甲が関係機関への申請、報告、届出等を必要とする場合、乙は、書類の作成および申請等手続について、本業務に係るスケジュールに支障のない時期に実施しなければならない。

(再委託)

第21条 乙は、本業務の全部又は主要業務を一括して、第三者に請け負わせ又は委託してはならない。

- 2 乙は、事前に甲の承諾を得て、本業務の一部を第三者に請け負わせ又は委託することができる。ただし、統括管理業務（データ管理業務を除く。）については、その全部又は一部を第三者に請け負わせ又は委託することを禁止する。
- 3 前項本文に基づき本業務の一部を第三者に請け負わせ又は委託した場合、乙は当該第三者による業務の遂行につき一切の責任を負担し、当該第三者の責めに帰すべき事由は乙の責めに帰すべき事由とみなす。

（業務の報告等）

第22条 乙は、本業務について、実施要領等に定める提出書類を作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項に基づき提出された書類の内容について、乙に説明を求め、また、必要な範囲で、乙が本業務に関し所持しているその他の資料の提出を求めることができる。

（実施要領等と業務内容が一致しない場合の修補義務）

第23条 乙は、業務の内容が実施要領等又は甲の指示もしくは甲と乙との協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が甲の指示によるときその他甲の責めに帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。

（条件変更等）

第24条 乙は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 実施要領等に誤謬又は脱漏があること。
 - (2) 実施要領等の表示が明確でないこと。
 - (3) 業務実施上の制約等実施要領等に示された自然的又は人為的な業務実施条件と実際の業務実施条件が相違すること。
 - (4) 実施要領等に明示されていない業務実施条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 甲は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いのもと、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないや

むを得ない理由があるときは、予め、乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、甲は、必要があると認められるときは、実施要領等の変更又は訂正を行わなければならない。
- 5 前項の規定により実施要領等の変更又は訂正が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(業務内容の変更)

第25条 甲は、法令の変更、技術の革新その他の理由により本業務の内容の変更を希望する場合、乙に対して、変更内容の協議をした上で、本契約等を変更することができる。なお、甲は、事前に変更案について乙の意見を聴くよう努めなければならない。

- 2 甲は各年度における年度協定に基づく業務内容および支払額が、当該年度の甲の予算額を超過するおそれがある場合又はその他の理由により変更の必要があると認められるときは、年度協定の変更を行うことができる。なお、甲は、事前に変更案について乙の意見を聴くよう努めなければならない。

(業務の中止)

第26条 不可抗力により、作業現場の状態が著しく変動したため、乙が業務を行うことができないと認められるときは、甲は、業務の中止内容を直ちに乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認められるときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 甲は、前二項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は乙が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたときもしくは乙に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、もしくはその損害を賠償しなければならない。

(業務に係る乙の提案)

第27条 乙は、実施要領等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他の業務改善事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して、当該発見又は発案した内容について実施要領等の変更を提案することができる。

- 2 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認められるときは、実施要領等の変更を乙に通知するものとする。

- 3 甲は、前項の規定により実施要領等が変更された場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更しなければならない。

(性能発注への移行)

第28条 甲および乙は、ストックマネジメント計画の見直し時期（3回）に合わせ、「下水道分野におけるウォーターP P Pガイドライン」等の公表されている性能発注に係る資料を参考として、協議の上で、期日、目標項目および目標基準値を設定するものとする。なお、当該期限までに合意に至らない場合は、甲は、乙の意見を十分に聴取するとともに、当該時点における最新のガイドライン等の技術的知見および社会情勢を踏まえ、合理的な範囲でこれを定めることができる。

- 2 甲および乙は、前項の期日、目標項目および目標基準値の設定と併せて、リスク分担を協議の上設定し、リスク分担表として書面により確認するものとする。なお、当該期限までに合意に至らない場合の取扱いについては、前項なお書を準用するものとする。
- 3 目標基準値の達成状況の確認は、乙によるセルフモニタリングに加え、甲による確認を行うものとし、乙は、その結果を定期的に甲に報告しなければならない。
- 4 設定した期日、目標項目、目標基準値およびリスク分担について、社会情勢の変化、技術的知見の進展その他合理的な理由により見直しの必要が生じた場合は、甲および乙が協議の上、これを変更することができる。この場合において、業務委託料の変更が必要と認められるときは、第30条の規定を準用する。

(プロフィットシェア)

第29条 乙は、事業期間中において、契約時に定められた計画、手法等の変更により合理的に効率化又は費用の縮減が期待される場合には、プロフィットシェアの発動を提案することができる。

- 2 甲は、乙の提案が効率的かつ効果的であると認める場合には、契約関係書類等を変更することができる。
- 3 前項の変更に伴う費用縮減効果の分配割合および業務委託料の見直しについては、甲と乙とで協議の上、定めるものとする。この場合において、業務委託料を減額するときは、縮減が期待される費用の額の10分の5に相当する額を限度とするものとする。
- 4 前項により、委託料の減額を行った場合においても、改善提案を行った乙の責任が回避されるものではない。

(業務委託料の変更方法等)

第30条 第23条、第24条、第25条、第26条又は第35条第3項の規定により業務委託

料の変更を行う場合における当該変更の額は、甲と乙との協議により定める。ただし、協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 第24条又は第26条の規定により、甲が費用を負担し、又は損害を賠償する場合の負担額又は賠償額については、甲と乙との協議により定める。

(著しく賃金又は物価が変動した場合の契約変更)

第31条 甲又は乙は、履行期間内で契約締結の日から12ヶ月経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務委託料の金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して業務委託料の金額の変更を請求することができる。

- 2 前項による請求は、本条の規定により業務委託料の金額の変更を行った後に再度行うことができる。この場合においては、前項中「契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく業務委託料変更の基準とした日」と読み替える。

- 3 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションが生じ、業務委託料の金額が著しく不相当となったときは、甲又は乙は前二項の規定にかかわらず、相手方に対して業務委託料の変更を請求することができる。

- 4 第1項又は前項の場合において、甲と乙は、本業務内容の変更を含め、業務委託料の金額の変更額を協議して定めることとする。ただし、協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。

(甲による監視、立入検査)

第32条 甲は、随時、自ら又は本項に基づく検査の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認めた機関に委託することにより、通常の営業時間内において、本業務の実施について検査を行うことができるものとし、乙はこれに協力しなければならない。ただし、甲は乙の業務に支障が生じないよう努めなければならない。

- 2 甲（甲から委託を受けた機関を含む。）は、前項の検査又は乙の業務遂行状況について監視を行うために、通常の営業時間内において、乙に通知をした上で業務事務所へ立ち入ること、また、適宜乙に説明を求めることができるものとし、乙は、これに協力するものとする。

第3章 監督、検査および業務委託料の支払方法

(監督員)

第33条 甲は、業務の実施に当たり、契約の適正な履行の確保および給付の完了確認のため監督員を配置する。

- 2 甲が行う監督に関する詳細については、各業務に応じて年度協定の定めに従うものとする。

(検査および引渡し等)

第34条 乙は、業務の履行に当たり、甲に対して本業務の完成等を確認するための検査の請求をし、検査に合格しなければならない。

- 2 甲が本業務の完成等を確認するための検査時期、方法、引渡し時期等の詳細については、各業務に応じて年度協定の定めに従うものとする。

(業務委託料)

第35条 本業務における、令和9年度から令和18年度までの各業務の委託料は、下記のとおりとする。

(1) 維持管理等業務	¥ ●-
(2) 計画業務	¥ ●-
(3) 設計業務	¥ ●-
(4) 統括管理業務	¥ ●-
総額	¥ ●-

- 2 各年度に支払う各業務の委託料については、年度協定締結時における最新の賃金水準や物価水準を加味し、甲と乙との協議のうえ、年度協定にて定めるものとする。この場合において、各業務の委託料の構成要素である労務単価および材料費については、各年度協定締結時点における最新の単価を採用することとし、諸経費については、本契約締結時点（変更契約含む。）における各業務の設計書に定められる諸経費率を採用することとする。
- 3 年度協定は第1項に定める各業務の金額の範囲内において締結することとし、各年度協定における累積の委託料の総額が、本契約で定める金額を上回ることが想定される場合には、本契約に定める委託料を変更することとする。

(業務委託料の支払)

第36条 乙は、第34条第1項に基づく業務の検査に合格したときは、甲に対し、当該業務に係る委託料の支払を請求することができる。

- 2 各業務の委託料の支払に関する詳細については、各業務の年度協定に従うものとする。

第4章 その他の乙の義務

(契約不適合責任)

第37条 甲は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに業務委託料の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 乙が契約不適合の履行の追完に応じないときは、甲は、乙の負担でこれを修補することができる。なお、このために乙に損害が生じても、甲は、その賠償の責めを負わない。

(契約不適合責任期間等)

第38条 甲は、引き渡された成果物に関し、引渡しを受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、業務委託料の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、甲の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 甲が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項および第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、

その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 4 甲は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 引き渡された成果物の契約不適合が甲支給の材料の性質又は甲の指示により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその材料又は指示の不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(地域住民対応)

第39条 乙は、必要に応じて、自らの費用負担および責任において、本業務の実施に必要な住民対応（本業務の実施に伴い必要となる環境対策および広報を含む。）を行わなければならない。

- 2 乙は、予め甲の承諾を受けない限り、住民対応の不調を理由に本業務を変更することはできない。
- 3 乙は、住民対応の結果、本業務の実施に必要な費用を負担しなければならない。ただし、本業務を行政サービスとして実施すること自体に関する住民対応に要する費用および損害については、甲の負担とする。
- 4 乙は、本業務を実施するに当たり、地域住民等に業務内容を説明し、理解と協力を得るとともに、紛争等が生じないように努めなければならない。
- 5 乙は、地域住民等から苦情、要望等があったときは、遅滞なく甲に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果を速やかに甲に報告しなければならない。
- 6 乙は、如何なる理由があっても、地域住民等から報酬、手数料等を受け取ってはならない。なお再委託先および使用人等についても、同様とする。
- 7 再委託先および使用人等が前項の行為を行ったときは、乙がその責任を負うものとする。

第5章 損害賠償等

(一般的損害)

第40条 乙の本契約の違反その他乙の責めに帰すべき事由により、甲に損害が生じた場合、乙が甲に対して、生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

2 甲の本契約の違反その他甲の責めに帰すべき事由により、乙に損害が生じた場合、甲は乙に対して、生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第41条 乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。乙の責めに帰すべき事由により甲が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、甲は乙に対して求償権を行使することができる。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（保険によりてん補された部分を除く。）のうち、甲の指示、貸与品等の性状その他甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示又は貸与品等が不適當であること等、甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

(法令等の変更)

第42条 法令等の変更により、本業務の実施が著しく困難となった場合又は本業務の実施に増加費用が発生する可能性が生じた場合、乙は、甲の指示に従い対応するものとし、これにより発生する増加費用の負担は次の各号のとおりとする。この場合、乙は、本業務への影響を軽減するために合理的な努力を行う義務を負うものとする。ただし、乙の故意又は重過失によって要した費用が増加した場合は乙の負担とする。

(1) 本業務に直接関係する法令等の変更の場合には、甲の負担とする。

(2) 本業務のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更の場合には、乙の負担とする。

2 法令等の変更により、本業務を行うことができなかった期間の業務委託料については、当該期間において実施できなかった本業務に関して乙が免れることのできなかった費用相当分を支払うものとする。

3 法令等の変更により本業務の内容を変更する必要がある場合、甲は、必要である範囲内において、本業務の内容を変更することができる。また、法令等の変更により本契約の継続が著しく困難である場合、甲は直ちに本契約を解除すること

ができる。

- 4 前項の委託内容の変更又は本契約の解除により乙に生じた費用については、第1項に定めるところによる。

(不可抗力)

第43条 不可抗力により、本業務の実施が著しく困難となった場合又は業務対象施設に損傷を及ぼす可能性が生じた場合、乙は、甲の指示に従い対応するものとし、業務対象施設への被害および本業務への影響を軽減するために合理的な努力を行う義務を負うものとする。なお、これにより発生する費用は、甲の負担とする。ただし、乙の故意又は重過失によって、要した費用が増加した場合は乙の負担とする。

- 2 不可抗力により業務対象施設が損傷した場合、甲の費用と責任において修繕を行うものとする。ただし、乙の故意又は重過失によって、業務対象施設の損傷が拡大した場合又は防止することが可能であった損傷が生じた場合、これによる業務対象施設の修繕費用の増加分については乙の負担とする。
- 3 前項に規定する業務対象施設の損傷により、本業務を行うことができなかった期間が発生した場合であっても、原則として乙は本業務のすべてを履行する義務を負う。ただし、やむを得ず本業務の一部が未履行のまま履行期間が満了したときの業務委託料については、本業務の未履行部分に相当する金額を差し引くものとする。
- 4 業務対象施設の損傷により、本業務の内容を変更する必要がある場合、甲は、必要な範囲内において、本業務の内容を変更することができる。また、業務対象施設の損傷により本契約の継続が著しく困難である場合、甲は直ちに本契約を解除することができる。
- 5 前項の本業務の内容又は本契約の解除により乙に生じた費用については、甲の負担とする。

(甲の損害賠償請求等)

第44条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 成果物に契約不適合があるとき。
 - (2) 第48条の規定により、相当の期間の満了後に本契約が解除されたとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなけ

ればならない。ただし、甲の損害が違約金の額を超えたときは、乙はその賠償をしなければならない。

(1) 第48条又は第49条の規定により相当の期間の満了前に本契約が解除されたとき。

(2) 相当の期間の満了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行が不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が本契約および取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項および第2項の規定は適用しない。

5 第2項の場合（第49条第5号および第7号の規定により、本契約が解除された場合を除く。）において、第8条の規定により履行保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該履行保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（乙の損害賠償請求等）

第45条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が本契約および取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第51条又は第52条の規定により本契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

第6章 契約終了

(業務移行期間)

第46条 乙は、実施要領等の定めるところにより、業務移行期間において、本業務の引継ぎに必要な業務を行わなければならない。

(甲の任意解除権)

第47条 甲は、業務が完了するまでの間は、次条又は第49条の規定によるほか、必要があるときは、6ヶ月前までに通知することにより、本契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 前条の規定は、第1項の規定により本契約が解除された場合に準用するとともに、乙は必要な本業務の引継ぎを行わなければならない。

(甲の催告による解除権)

第48条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 正当な理由なく、第37条第1項の履行の追完がなされないとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反したとき。

2 第46条の規定は、前項の規定により本契約が解除された場合に準用するとともに、乙は必要な本業務の引継ぎを行わなければならない。

(甲の催告によらない解除権)

第49条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 第4条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。

(2) 乙が本契約に基づく業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 乙の業務の一部の履行が不能である場合又は乙がその業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告を

しても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

(6) 第51条又は第52条の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。

(7) 乙又はその構成員のいずれかの者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等したと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約又は資機材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資機材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 第46条の規定は、前項の規定により本契約が解除された場合に準用するとともに、乙は必要な本業務の引継ぎを行わなければならない。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第50条 第48条各号又は前条第1項各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(乙の催告による解除権)

第51条 乙は、甲が本契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 第46条の規定は、前項の規定により本契約が解除された場合に準用するとともに、乙は必要な本業務の引継ぎを行わなければならない。

(乙の催告によらない解除権)

第52条 乙は、第26条の規定による業務の中止期間が180日を超えたときは、直ちに本契約を解除することができる。ただし、中止が業務の一部のみの場合、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後90日を経過しても、なおその中止が解除されないときは、直ちに本契約を解除することができる。

2 第46条の規定は、前項の規定により本契約が解除された場合に準用するとともに、乙は必要な本業務の引継ぎを行わなければならない。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第53条 第51条又は前条に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(協議解除)

第54条 甲は、本業務が完了するまでの間は、第48条および第49条の規定によるほか、必要があるときは、乙と協議の上、契約を解除することができる。

2 甲は前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(解除に伴う措置)

第55条 甲は、本契約が解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を乙に支払わなければならない。

2 前項の既履行部分委託料は、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

第7章 その他

(秘密保持)

第56条 甲および乙は、以下の場合および本契約において別段の定めがある場合を除き、本契約の内容および本契約の履行に伴い入手した相手方に関する情報（事業実施計画を含む。）を、第三者に対して開示しないものとする。

- (1) 本契約締結時に公知である情報又は情報を受領した当事者の責めに帰すべき事由によらずに本契約締結後に公知となった情報を開示する場合
- (2) 第三者から適法に入手した情報を開示する場合。ただし、第三者からの情報の入手について守秘義務が課せられていない場合に限る。
- (3) 本契約締結時に、守秘義務を負うことなく適法に所持していた情報を開示する場合。ただし、本契約締結に関連して相手方に開示された情報を除く。
- (4) 法令・条例により開示が義務付けられる場合において、法令・条例上必要である範囲内において開示する場合
- (5) 甲又は乙の弁護士、公認会計士又は税理士に対して、必要である範囲内において開示する場合
- (6) 相手方が承諾した場合
- (7) 本契約が解除等により終了した場合において、終了後に業務対象施設に関する業務を承継する者に対して業務計画書および成果物を開示する場合
- (8) 第21条第2項の定めに基づいて第三者に本業務の一部を請け負わせ、又は委託した場合において、当該第三者に対して本業務遂行に必要な情報を開示するとき。

2 前項の義務は本契約終了後も存続するものとする。

3 本契約内で入手した秘密情報（複写、複製物を含む。）については、本契約が終了したときおよび甲の請求があった場合には、甲に返還又は消去等をしなければならない。

(個人情報の取扱いの遵守)

第57条 乙は、本契約の履行に際し、別紙4「個人情報取扱特記事項」に定める事項を遵守しなければならない。

(暴力団排除に関する特約条項)

第58条 暴力団排除に関する特約条項については、秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）に定める事項による。

(管轄裁判所)

第59条 本契約に係る一切の紛争については、甲の事務所の所在地を管轄する日本の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約締結費用の負担)

第60条 本契約締結に関連して発生する費用は、乙の負担とする。

(補則)

第61条 本契約等に定めのない事項又は本契約に関し疑義が生じた場合は、必要に応じて甲と乙とが協議して定める。

別紙1 年度協定（案）（統括管理業務）

秋田市下水道管路維持管理包括業務委託年度協定（統括管理業務）

秋田市上下水道局（以下「甲」という。）と●●●（以下「乙」という。）とは、甲と乙との間の秋田市下水道管路維持管理包括業務委託に係る令和●年●月●日付け業務委託基本契約書（以下「基本契約書」という。）第14条第2項に基づき、令和●年度の統括管理業務について、以下のとおり秋田市下水道管路維持管理包括業務委託年度協定（統括管理業務）（以下「本協定」という。）を締結する。

用語の定義

基本契約書において定義されている用語は、本協定に別途定める場合を除き、本協定においても同じ意味を有するものとする。

（総則）

第1条 甲および乙は、本協定に基づき、実施要領等に従い、日本国の法令等を遵守し、統括管理業務に係る業務を履行しなければならない。

2 乙は、常に善良なる管理者の注意をもって、日々履行することとされている業務又は指定する日までに履行することとされている業務について、実施要領等に従い、それぞれ日々又は甲が指定する日（以下「指定期日」という。）までに履行するものとし、甲は、履行が完了した部分に係る業務委託料を支払うものとする。

3 乙は、本協定による業務の実施に関し、成果物を完成させるために必要な一切の手段については、本協定もしくは実施要領等に特別の定めがある場合又は甲の指示もしくは甲と乙との協議がある場合を除き、乙がその責任において定めるものとする。

（特許権等の使用）

第2条 乙は、特許権その他第三者の権利を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその権利の使用を指定した場合において、仕様書等に特許権その他の第三者の権利の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(一括再委託の禁止)

第3条 乙は、本協定の業務について、データ管理に関する業務を除き、第三者に委託することができない。

(履行報告)

第4条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して本協定の履行状況等について報告を求めることができる。

(検査および引渡し)

第5条 乙は、月1回、甲に対して通知をして検査を受けなければならない。甲は申出があったときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。ただし、各年度の3月の検査については、当該月に検査を完了することとする。

2 前項の検査に合格したときをもって当該検査に合格した部分に係る履行を完了し、成果物の引渡しを完了したものとする。

3 乙は、業務が第1項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補が完了したときは、前2項の規定を準用する。

(協定内容の変更等)

第6条 本協定の記載事項に関して変更の必要が生じた場合には、甲と乙との協議の上、本協定を変更することができる。

2 前項の規定により業務委託料の変更を行う場合における当該変更の額は、甲と乙との協議により定める。

(天災その他不可抗力による協定内容の変更)

第7条 本協定締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は、相手方と協議の上、業務委託料その他の協定内容を変更することができる。

(業務委託料の支払)

第8条 乙は、第5条の規定による検査に合格したときは、当該月分の履行に係る代金を毎月1回当該月末日以降に甲に対して請求することができる。

2 甲は、乙から前項による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、代金を支払わなければならない。

3 統括管理業務に係る業務委託料は、別添に定めるとおりとする。

(基本契約の終了又は解除による本協定の解除)

第9条 本協定の期間中に基本契約が終了又は解除された場合は、本協定は当然に終了するものとする。

2 前項の規定により本協定が終了した場合に、甲および乙に当該終了に起因して生じる損害については、基本契約の定めに従うものとする。

(年度協定の効力)

第10条 本協定は、本協定に定めるすべての業務内容の履行、検査、支払が完了する時点まで効力を有する。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙とが協議して定める。

2 本協定と基本契約との間に齟齬又は矛盾がある場合には、本協定が優先的な効力を有する。

上記の協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和●年●月●日

甲 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局
上下水道事業管理者 佐々木 保

乙 ●●●共同企業体名称
代表者
所在地
名称
代表者

構成員
所在地
名称
代表者

別添

1 統括管理業務

1－1 一元管理業務

件名	単位	数量	業務委託料
一元管理業務	式	1	
小計			
消費税および地方消費税			
業務委託料計			

1－2 データ管理業務

件名	単位	数量	業務委託料
データ管理業務	式	1	
小計			
消費税および地方消費税			
業務委託料計			

2 業務委託料

件名	内訳	業務委託料計
統括管理業務	一元管理業務	
	データ管理業務	
	合計	
	月払額	

別紙2 年度協定（案）（維持管理等業務）

秋田市下水道管路維持管理包括業務委託年度協定（維持管理等業務）

秋田市上下水道局（以下「甲」という。）と●●●（以下「乙」という。）とは、甲と乙との間の秋田市下水道管路維持管理包括業務委託に係る令和●年●月●日付け業務委託基本契約書（以下「基本契約書」という。）第14条第2項に基づき、令和●年度の維持管理等業務について、以下のとおり秋田市下水道管路維持管理包括業務委託年度協定（維持管理等業務）（以下「本協定」という。）を締結する。

用語の定義

基本契約書において定義されている用語は、本協定に別途定める場合を除き、本協定においても同じ意味を有するものとする。

（総則）

- 第1条 甲および乙は、本協定に基づき、実施要領等に従い、日本国の法令等を遵守して、維持管理等業務を履行しなければならない。
- 2 乙は、本協定による業務を年度内に履行し、成果物を甲に引き渡すものとし、甲は、その代金を支払うものとする。
- 3 乙は、本協定による業務の実施に関し、仮設、施工方法その他維持管理等業務を履行するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、本協定もしくは実施要領等に特別の定めがある場合又は甲の指示もしくは甲と乙との協議がある場合を除き、乙がその責任において定めるものとする。

（関連工事の調整）

- 第2条 甲は、乙の施工する工事と甲の発注に係る第三者の施工する他の工事とが施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合において、乙は、甲の調整を支援し、その指示に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（再委託先の通知）

- 第3条 甲は、乙に対して、再委託先の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(乙の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等)

第4条 乙は、別添の2修繕業務に関し、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（乙が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 甲は、乙に対して、下請契約の相手方が前項の各号に掲げる届出をしていることを確認できる書類の提出を請求することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、乙は、社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると甲が認める場合は、当該建設業者を下請契約の相手方とすることができる。

(特許権等の使用)

第5条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその施工方法等を指定した場合において、特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第6条 甲は、基本契約書第33条第1項に基づいて、本協定の履行に関し監督員を定めたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、本協定の他の条項に定めるものおよび本協定に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

- (1) 維持管理等業務の実施についての乙又は乙の統括責任者等に対する指示、承諾又は協議
- (2) 維持管理等業務の実施のための詳細図等の作成および交付ならびに乙が作成した詳細図等の承諾
- (3) 工程の管理、立会い、維持管理等業務の実施状況の確認ならびに材料の試験および検査

- 3 甲は、2名以上の監督員を置く場合にはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員に甲の権限の一部を委任したときは当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

(主任技術者等の通知)

第7条 乙は、本協定による修繕業務に関し、当該業務を行う各構成員の社員のうちから次の各号に掲げる者を定め、その者の氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 主任技術者（建設業法第26条第2項の規定に該当する場合は「監理技術者」とし、同条第3項の規定に該当する場合は「専任の主任技術者」又は「専任の監理技術者」とする。ただし、工事が同条第5項の規定にも該当する場合は、「監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者（同条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者を含む。）」とする。以下同じ。）
- (2) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）
- (3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

(委託業務における業務責任者等の通知)

第8条 乙は、本協定における修繕業務以外の業務の技術上の管理を行う業務責任者を定め、その氏名、資格その他必要な事項を甲に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。

(材料の品質および検査等)

- 第9条 材料の品質については、実施要領等又は甲の指定による。実施要領等又は甲の指定にその品質が明示されていない場合は、中等の品質を有するものとする。
- 2 乙は、実施要領等又は甲の指定において甲又は監督員の検査を受けて使用するものとされた材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、乙の負担とする。
 - 3 甲又は監督員は、乙から前項の検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。
 - 4 乙は、現場内に搬入した材料を甲の承諾を受けずに現場外に搬出してはならない。
 - 5 前項の規定にかかわらず、乙は、第2項の検査の結果不合格と決定された材料については、当該決定を受けた日から7日以内に現場外に搬出しなければならない。

い。

(監督員の立会いおよび工事記録の整備等)

- 第10条 乙は、実施要領等又は甲の指定において、監督員の立会いを受けて調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 乙は、実施要領等又は甲の指定において、監督員の立会いを受けて施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 乙は、前2項の規定により必要とされる監督員の立会い又は見本検査を受けるほか、甲が特に必要があると認めて実施要領等において見本又は工事写真等の記録を整備するものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内にこれを提出しなければならない。
- 4 監督員は、乙から第1項又は第2項の立会いもしくは見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内にこれに応じなければならない。
- 5 第1項又は第3項の場合において、見本検査又は見本もしくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、乙の負担とする。

(支給材料、貸与品および発生品)

- 第11条 甲から乙に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）ならびに貸与する建設機械器具および工事材料（以下「貸与品」という。）がある場合、品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所および引渡時期は、本協定とは別に乙に通知するものとする。
- 2 甲又は監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、乙の立会いのもと、甲の負担において、当該支給材料又は貸与品を確認しなければならない。この場合において、乙は、当該確認の結果、その品名、数量、品質又は規格もしくは性能が事前の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 甲は、乙から第2項の通知を受けた場合においても、当該支給材料又は貸与品について交換その他の措置を執る必要がないと認めるときは、乙に対して、その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を請求することができる。
- 5 甲は、前項の請求を行うことが適当でないと認めるときは、当該支給材料もしくは貸与品に代えて他の支給材料もしくは貸与品を引渡し、又は次項の規定により支給材料もしくは貸与品の品名、数量、品質、規格もしくは性能を変更しなけ

ればならない。

- 6 甲は、必要があると認めるときは、支給材料もしくは貸与品の品名、数量、品質、規格もしくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 甲は、前2項の場合において、必要があると認めるときは、工期もしくは本協定に定める業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関し本契約の内容に適合しないこと（第2項の確認により発見することが困難であったものに限る。）等があり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。この場合においては、第4項および第5項ならびに第7項の規定を準用する。
- 9 乙は、支給材料又は貸与品もしくは工事の施工に伴い生じた発生品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 10 乙は、工事の完了、計画変更等によって不用となった支給材料又は使用目的が終了した貸与品および発生品を甲に返還しなければならない。この場合において、貸与品は、修理清掃の後、甲又は監督員の確認を受けて引き渡さなければならない。
- 11 乙は、故意又は過失により支給材料もしくは貸与品又は発生品が滅失もしくは毀損し、又は返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、もしくは原状に復して返還し、又はこれらに代えて損害を賠償しなければならない。
- 12 乙は、支給材料又は貸与品の使用方法が実施要領等に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

（工事用地の確保等）

- 第12条 甲は、工事用地その他甲が提供するものと定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を乙が工事の施工上必要とする日（実施要領等に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 乙は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 工事の完了等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に乙が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（再委託先の所有又は管理するこれらの物件ならびに支給材料、貸与品および発生品を含む。）があるときは、乙は当該物件を撤去（甲に返還する支給材料、貸与品および発生品については、甲の指定する場所へ搬出。以下この条において同じ。）

するとともに、当該工事用地等を原状に復して、甲に明け渡さなければならない。

- 4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の原状回復を行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等の原状回復を行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定める。

(協定内容の変更等)

第13条 本協定の記載事項に関して変更の必要が生じた場合には、甲と乙との協議の上、本協定を変更することができる。

- 2 前項の規定により業務委託料の変更を行う場合における当該変更の額は、甲と乙との協議により定める。

(工事の中止)

第14条 工事用地等を確保できない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的もしくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、乙の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じもしくは工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施工することができないと認められるときは、甲は、工事の中止について直ちに乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止について乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 甲は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期もしくは業務委託料を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場等を維持するために増加費用を必要としたときもしくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更)

第15条 甲又は乙は、本協定締結の日から9ヶ月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務委託料が不相当となったと認めたときは、相手方に対して業務委託料の変更を請求することができる。

- 2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事金額（業務委託料から当該請求時の既済部分に相応する業務委託料を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変

動前残工事金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事金額の100分の1を超える額につき、業務委託料の変更に応じなければならない。

- 3 変動前残工事金額および変動後残工事金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲と乙とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により業務委託料の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「協定締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務委託料変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、業務委託料が不適當となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、業務委託料の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務委託料が著しく不適當となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、業務委託料の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、業務委託料の変更額については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。

(臨機の措置)

- 第16条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、乙は、あらかじめ甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、乙は、臨機の措置として執った内容を甲に直ちに通知しなければならない。
 - 3 甲は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
 - 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合において、当該措置に要した費用のうち乙が業務委託料の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、甲が負担する。

(一般的損害)

- 第17条 成果物の引渡し前に、成果物の既済部分、検査済持込材料、支給材料、貸与品又は発生品について生じた損害その他維持管理等業務の実施に関して生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害（火災保険その他の保険等によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第18条 維持管理等業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（火災保険その他の保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、維持管理等業務の実施に伴い通常避けることができない地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち維持管理等業務の実施について乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。

3 前2項の場合その他維持管理等業務の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲および乙は協力してその処理解決に当たるものとする。

(天災その他の不可抗力による損害)

第19条 成果物の引渡し前に、天災等（実施要領等で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で不可抗力により、維持管理等業務の既済部分、仮設物、検査済持込材料、支給材料、貸与品、発生品又は機械器具に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものおよび火災保険その他の保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。

3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を甲に請求することができる。

4 甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事の既済部分、仮設物、検査済持込材料、支給材料、貸与品、発生品又は建設機械器具であつて検査又は立会いその他工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）および当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、甲が損害合計額を負担するものとする。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 工事の既済部分に関する損害

損害を受けた既済部分に相応する業務委託料相当額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 検査済持込材料、支給材料、貸与品又は発生品に関する損害

損害を受けた検査済持込材料、支給材料、貸与品又は発生品に相応する業務委託料相当額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における既済部分に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

(検査および引渡し)

第20条 乙は、月1回、甲に対して通知をして、当該月に履行を終えた出来高分に係る検査を請求することができる。甲は申出があったときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。ただし、各年度の3月の検査については、当該月に検査を完了することとする。

- 2 乙は、前項の検査に合格したときをもって当該検査に合格した部分に係る履行を完了し、成果物の引渡しを完了したものとする。

- 3 前項の検査に合格しないときは、乙は直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合において、修補が完了したときは、前2項の規定を準用する。

(業務委託料の支払)

第21条 乙は、前条の完了検査に合格したときは、当該検査に合格した部分に係る業務委託料の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

- 3 甲がその責めに帰すべき事由により前条第1項の期間内に検査をしないときは、

その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数（以下「遅延日数」という。）は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

4 維持管理等業務に係る業務委託料は、別添に定めるとおりとする。

（部分使用）

第22条 甲は、工事目的物の引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 甲は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（基本契約の終了又は解除による本協定の解除）

第23条 本協定の期間中に基本契約が終了又は解除された場合は、本協定は当然に終了するものとする。

2 前項の規定により本協定が終了した場合に、甲および乙に当該終了に起因して生じる損害については、基本契約の定めに従うものとする。

（年度協定の効力）

第24条 本協定は、本協定に定めるすべての業務内容の履行、検査、支払が完了する時点まで効力を有する。

（その他）

第25条 本協定に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙とが協議して定める。

2 本協定と基本契約との間に齟齬又は矛盾がある場合には、本協定が優先的な効力を有する。

上記の協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和●年●月●日

甲 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局
上下水道事業管理者 佐々木 保

乙 ●●●共同企業体名称
代表者
所 在 地
名 称
代 表 者

構成員
所 在 地
名 称
代 表 者

別添

1 維持管理等業務

1－1 点検業務（マンホール等）

件名	単位	数量	業務委託料
マンホール等の巡視点検	箇所		
業務委託料小計			
消費税および地方消費税			
業務委託料計			

1－2 点検業務（排水樋管樋門）

件名	単位	数量	業務委託料
法定点検	箇所		
通常点検	箇所		
業務委託料小計			
消費税および地方消費税			
業務委託料計			

1－3 調査業務（計画調査）

件名	単位	数量	業務委託料
下水道本管調査			
内径 150～800 mm未満（本管テレビカメラ調査）	k m		
内径 800 mm以上（本管潜行目視調査）	k m		
業務委託料小計			
消費税および地方消費税			
業務委託料計			

1－4 管きょ維持管理業務（緊急調査）

件名	単位	数量	業務委託料
下水道管路緊急調査			
テレビカメラ搭載車(2 t) (取付管) 固定費	時間		
ライトバン (1,500cc) 固定費	時間		
テレビカメラ搭載車(2 t) (取付管) 変動費	時間		
ライトバン (1,500cc) 変動費	時間		
業務委託料小計			
消費税および地方消費税			
業務委託料計			

1－5 管きょ維持管理業務（管路等清掃）

件名	単位	数量	業務委託料
管路等清掃（計画清掃）	時間		
管路等清掃（緊急清掃）	時間		
業務委託料小計			
消費税および地方消費税			
業務委託料計			

1－6 管きょ維持管理業務（応急修繕）

件名	単位	数量	業務委託料
下水道管路応急修繕	式	1	
業務委託料小計			
消費税および地方消費税			
業務委託料計			

1－7 草刈業務

件名	単位	数量	業務委託料
草刈業務	m ²		
業務委託料小計			
消費税および地方消費税			
業務委託料計			

2 修繕業務

件名	単位	数量	業務委託料
緊急修繕（小破修繕）業務	式	1	
計画的修繕業務	式	1	
業務委託料小計			
消費税および地方消費税			
業務委託料計			

3 問題解決業務

件名	単位	数量	業務委託料
雨天時放流水質調査業務	箇所		
業務委託料小計			
消費税および地方消費税			
業務委託料計			

4 住民対応業務

件名	単位	数量	業務委託料
通報初動（平日・日中）	日		
通報初動（休日・夜間）	式		
通報初動（事故対応）	回		
非常時緊急対応	回		
業務委託料小計			
消費税および地方消費税			
業務委託料計			

※当該業務は、本年度の合意単価に対し、実績数量を乗じた額を出来高として月毎に検査に合格した部分について支払うものとし、年度末までに年度協定を変更し、本年度の業務委託料を確定するものとする。

5 業務委託料の流用

令和●年度の業務委託料のうち、次に示す範囲の業務については、各業務の業務委託料の金額を流用することができるものとする。

流用が可能な業務範囲	流用上限額
●●業務、●●業務 間	円

流用が可能な業務範囲	流用上限額
●●業務、●●業務 間	円

別紙3 年度協定(案) (設計業務・計画業務)

秋田市下水道管路維持管理包括業務委託年度協定 (設計業務・計画業務)

秋田市上下水道局 (以下「甲」という。) と●●● (以下「乙」という。) とは、甲と乙との間の秋田市下水道管路維持管理包括業務委託に係る令和●年●月●日付け業務委託基本契約書 (以下「基本契約書」という。) 第14条第2項に基づき、令和●年度の設計業務・計画業務について、以下のとおり秋田市下水道管路維持管理包括業務委託年度協定 (設計業務・計画業務) (以下「本協定」という。) を締結する。

用語の定義

基本契約書において定義されている用語は、本協定に別途定める場合を除き、本協定においても同じ意味を有するものとする。

(総則)

- 第1条 甲および乙は、本協定に基づき、実施要領等に従い、日本国の法令等を遵守して、設計業務および計画業務に係る業務を履行しなければならない。
- 2 乙は、本協定による業務を、本協定締結日を始期として年度末を期限とする履行期間内に完了し、成果物を甲に引き渡すものとし、甲は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 乙は、本協定による業務に関し、成果物を完成するために必要な一切の手段については、本協定もしくは実施要領等に特別の定めがある場合又は甲の指示もしくは甲と乙との協議がある場合を除き、乙がその責任において定めるものとする。

(一括再委託等の禁止)

- 第2条 乙は、業務の全部を一括して、又は主要部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、前項の主要部分のほか、甲が実施要領等において指定した部分がある場合は、当該部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 乙は、主要部分又は前項の甲が指定した業務の部分以外の業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、甲が実施要領等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- 4 甲は、乙に対して、乙がその業務の一部を委任し、又は請け負わせたときはそ

の受任者又は請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第3条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその履行方法を指定した場合において、実施要領等の特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(意匠権の実施の承諾等)

第4条 乙は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用いるときは、甲に対し、成果物によって表現される構造物又は成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

2 乙は、本件構造物等の形状等に係る意匠法第3条に基づく意匠登録を受ける権利を甲に無償で譲渡するものとする。

(監督員)

第5条 甲は、基本契約書第33条第1項に基づいて、本協定の履行に関し監督員を定めたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、本協定に基づく甲の権限とされる事項のうち、甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

- (1) 甲の意図する成果物を完成させるための乙又は乙の統括責任者等に対する業務に関する指示
- (2) 本協定および実施要領等の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) 本協定の履行に関する乙又は乙の統括責任者もしくは業務責任者との協議
- (4) 業務の進捗の確認、実施要領等の記載内容と履行内容との照合その他本協定の履行状況の調査

3 甲は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員に本協定に基づく甲の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。

4 第2項の規定による監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

(管理技術者)

第6条 乙は、本協定の履行に関し業務の管理および統括を行う管理技術者を定めた場合は、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

(照査技術者)

第7条 乙は、実施要領等に基づき、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。

2 照査技術者は、前条に規定する管理技術者を兼ねることができない。

(土地への立入り)

第8条 乙が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、別途定める場合を除き、甲がその承諾を得るものとする。この場合において、甲の指示があるときは、乙はこれに協力しなければならない。

(履行報告)

第9条 乙は、本協定の履行について、甲に報告しなければならない。この場合において、実施要領等に報告の内容、報告の時期等について定めがある場合には、実施要領等の定めに従い甲に報告するものとする。

(実施要領等と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第10条 乙は、業務の内容が実施要領等又は甲の指示もしくは甲と乙との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。当該不適合が甲の指示又はその他甲の責めに帰すべき事由による場合において、甲が必要があると認められるときは、甲は、履行期間もしくは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。ただし、乙が当該不適合又は当該甲の指示が適切ではないことを知りながら、これを甲に対し通知しなかったときは、この限りでない。

(業務の中止)

第11条 本協定において、測量調査その他の現場調査業務（以下「現場調査業務」

という。)を実施する場合で、第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって、乙の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、乙が業務を行うことができないと認められるときは、甲は、業務の中止内容を直ちに乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 甲は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間もしくは業務委託料を変更し、又は乙が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、もしくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る乙の提案)

第12条 乙は、業務内容について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して、当該発見又は発案に基づき業務内容の変更を提案することができる。

- 2 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、業務内容の変更を乙に通知するものとする。
- 3 甲は、前項の規定により業務内容が変更された場合において、必要があると認めるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(適正な履行期間の設定)

第13条 甲は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう考慮しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第14条 履行期間の変更については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(業務委託料の変更方法等)

第15条 業務委託料の変更については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 本協定の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は乙が損害を受けた場合において甲が負担する必要がある費用の額については、甲と乙とが協議して定

める。ただし、協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

（臨機の措置）

第16条 乙は、現場調査業務を実施する場合、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、乙は、緊急かつやむを得ない事情がある場合を除き、あらかじめ、甲の意見を聴かなければならない。

2 前項の場合においては、乙は、臨機の措置として執った内容を甲に直ちに通知しなければならない。

3 甲は、乙が現場調査業務を実施する場合において、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。

4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合において、甲は、当該措置に要した費用のうち、乙が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分について負担しなければならない。

（検査および引渡し）

第17条 乙は、業務を完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に乙の立会いのもと、業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。

3 前項の検査に合格したときをもって、成果物の引渡しを完了したものとする。

4 乙は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前3項の規定を準用する。

（業務委託料の支払）

第18条 乙は、前条第2項（同条第4項の規定により準用される場合を含む。）の検査に合格したときは、当該検査に合格した部分に係る業務委託料の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

3 甲がその責めに帰すべき事由により前条第2項（同条第4項の規定により準用される場合を含む。）の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を

超えた日において満了したものとみなす。

- 4 設計業務・計画業務に係る業務委託料は、別添に定めるとおりとする。

(引渡し前における成果物の使用)

第19条 甲は、第17条第3項又は第25条第1項もしくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合において、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

- 3 甲は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第20条 甲は、前払金の支払を約した場合において、乙が保証事業会社と履行期間を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結したときは、5,000万円を限度とし、乙の請求により、別添の1設計業務に記載の詳細設計業務に係る業務委託料合計額の30パーセント以内の額（10万円未満の端数は切り捨てる。）を前払金として支払う。

- 2 乙は、前項の前払金の支払を受けようとするときは、本協定締結後（甲が別に前払金の請求時期を定めたときは、その時期）に、保証事業会社と締結した保証契約を証する書面（以下「保証証書」という。）を甲に提出した上で、前払金の請求をしなければならない。

- 3 甲は、前項の請求を受けたときは、遅滞なく第1項の前払金を支払う。

(業務委託料の増減による前払金の追加払又は返還)

第21条 甲は、前条第1項の規定により前金払をした後、業務委託料を変更した場合において、その増減額が著しいため、前払金の額が不相当と認められるに至ったときは、甲の定めるところにより、前払金を追加払し、又は返還させることができる。

- 2 乙は、前項の規定により、甲が前払金の追加払を認めた場合は、前払金の追加払を請求することができる。

- 3 乙は、甲から第1項の規定による前払金の返還請求を受けたときは、業務委託料変更の日以後、甲が指定する日までに返還しなければならない。

- 4 前項の場合において、乙が返還期限までに前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に本協定の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定

する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じた額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として支払わなければならない。

（保証契約の変更）

第22条 乙は、前条第1項の規定による前払金の返還請求を受けた場合において、保証契約を変更したときは、直ちに変更後の保証証書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前条第2項の規定により、前払金の追加払を請求しようとするときは、当該変更の日以後、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に提出した上で、請求しなければならない。

3 乙は、前払金の額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、直ちに甲に代わり、その旨を保証事業会社に通知するものとする。

（前払金の使途制限および返還）

第23条 乙は、前払金を別添に定める業務に必要な経費以外の支払に充ててはならない。

2 乙は、前項の規定に違反した場合又は保証契約が解約された場合は、既に支払われた前払金を、直ちに甲に返還しなければならない。

3 乙は、前項の規定により前払金を返還する場合は、前払金を支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に本協定の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じた額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を利息として支払わなければならない。

（部分払）

第24条 甲は、業務の完了前に、乙が既に詳細設計業務のうち完了した部分（次条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとする。以下「既履行部分」という。）について、乙の部分払請求を相当と認めるとき（乙の部分払請求回数について制限を定めた場合は、その回数の範囲内で相当と認めるとき。）は、乙の立会いの上、既履行部分を確認するための検査を行い、乙の請求により、検査に合格した既履行部分に相応する業務委託料相当額（以下「既履行部分の代価」という。）の10分の9以内の額で、甲が定める金額を支払うことができる。この場合においては、第18条第1項および第2項の規定を準用

する。

- 2 前項の既履行部分の代価は、甲が定める。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第20条の規定により前払金が支払われている場合の部分払の額は、次の式により算定する額以内で甲が定める金額とする。

$$\text{部分払の額} \leq \text{既履行部分の代価} \times \left(\frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{業務委託料のうち詳細設計に係る委託料}} \right)$$

(部分引渡し)

第25条 成果物について、甲が業務の完了に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときは、第17条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、第18条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、甲は、当該部分について、乙の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第17条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、第18条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 3 前2項の規定により準用される第18条第1項の規定により乙が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に相応する業務委託料」および第2号中「引渡部分に相応する業務委託料」は、甲が定める。

(1) 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

$$\text{指定部分に相応する業務委託料} \times \left(1 - \frac{\text{指定部分に係る前払金額}}{\text{業務委託料のうち指定部分に係る委託料}} \right)$$

(2) 前項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

$$\text{引渡部分に相応する業務委託料} \times \left(1 - \frac{\text{引渡部分に係る前払金額}}{\text{業務委託料のうち引渡部分に係る委託料}} \right)$$

(前払金等の不払に対する業務中止)

第26条 乙は、甲が第20条又は第25条において準用される第18条の規定による支払を遅延し、相当の期間を定めて当該支払を請求したにもかかわらず支払わないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、乙

は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により乙が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、契約期間もしくは業務委託料を変更し、又は乙が増加費用を必要とし、もしくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(基本契約の終了又は解除による本協定の解除)

第27条 本協定の期間中に基本契約が終了又は解除された場合は、本協定は当然に終了するものとする。

- 2 前項の規定により本協定が終了した場合に、甲および乙に当該終了に起因して生じる損害については、基本契約の定めに従うものとする。

(年度協定の効力)

第28条 本協定は、本協定に定めるすべての業務内容の履行、検査、支払が完了する時点まで効力を有する。

(その他)

第29条 本協定に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙とが協議して定める。

- 2 本協定と基本契約との間に齟齬又は矛盾がある場合には、本協定が優先的な効力を有する。

上記の協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和●年●月●日

甲 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局
上下水道事業管理者 佐々木 保

乙 ●●●共同企業体名称
代表者
所在地

名 称
代 表 者

構成員
所 在 地
名 称
代 表 者

別添

1 設計業務

1－1 詳細設計業務

件名	単位	数量	業務委託料
詳細設計業務	式		
小計			
消費税および地方消費税			
合計			

2 計画業務

2－1 スtockマネジメント計画見直し業務

件名	単位	数量	業務委託料
ストックマネジメント計画見直し業務	式		
小計			
消費税および地方消費税			
合計			

3 業務委託料

件名	内訳	業務委託料計
設計業務	詳細設計業務	
計画業務	ストックマネジメント計画見直し業務	
	合計	

別紙4 個人情報取扱特記事項

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(派遣労働者等)

第4 乙は、この契約による業務を派遣労働者等に行わせる場合には、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して派遣労働者等による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(従事者への教育等)

第5 乙は、この業務に従事している者に対し、在職中および退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を教育し、および周知しなければならない。

(適正な管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第7 乙は、この契約による業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を実施するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限)

第10 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務

を再委託（個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせる場合をいい、二以上の段階にわたるものを含む。以下同じ。）してはならない。

（再委託する場合の書面の提出）

第11 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合は、あらかじめ当該再委託の内容等を記載した書面を甲に提出して甲の承認を得なければならない。

2 乙は、再委託した場合、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（再委託する場合の監督等）

第12 乙は、再委託した場合、再委託の相手方に対する監督および個人情報の安全管理の方法について具体的に規定し、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（資料等の返還）

第13 乙は、この契約による業務を実施するために甲から貸与され、又は乙が収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故発生時における報告）

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の取扱状況の報告）

第15 甲は、乙がこの契約において遵守すべき個人情報の取扱いについて、乙にその状況の報告を求めることができる。

（実地調査）

第16 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

（指示）

第17 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（契約解除）

第18 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除をすることができる。

（損害賠償）

第19 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は損害賠償の請求をすることができる。

（注）「甲」は委託者である秋田市上下水道局を、「乙」は受託者をいう。